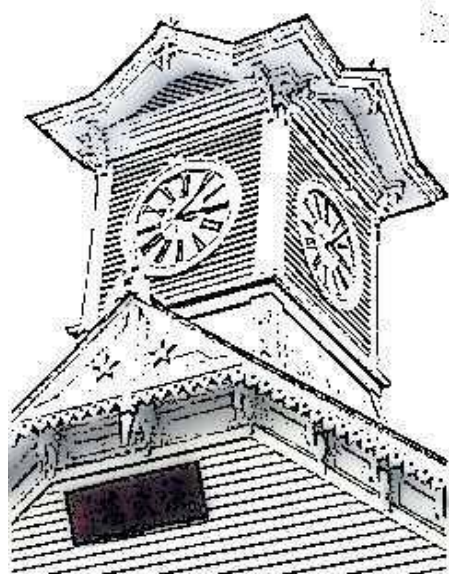


# 指定道路にするために

指定道路（私道）の申請の手引き  
（建築基準法第42条第1項第5号）



平成29年（2017年）4月

札幌市

## ● 指定道路とは

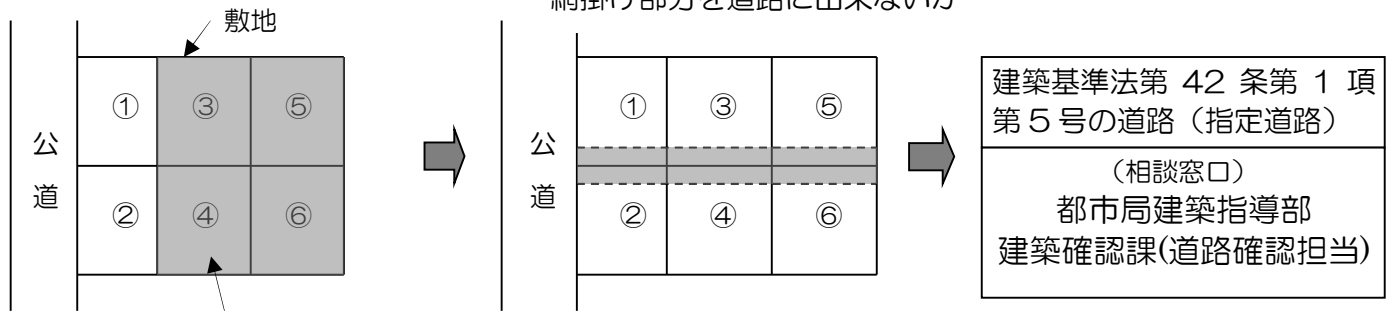
建築基準法第42条第1項第5号の「道路の位置の指定（指定道路）」とは、建築物を建てることを目的に土地所有者が特定行政庁（札幌市）から指定を受ける、私人が所有する私道です。

この指定道路の申請にあたっては、申請者が測量を実施し、道路部分を分筆して指定道路台帳図を作成するとともに、境界標を設置して現地での位置を明確にし、また将来にわたり適正な道路形態を保つ必要があります。なお、指定道路部分の所有権が変更されても、指定道路は廃止されない限り継承されます。

### 【指定道路が出来るまでの流れ】 ※申請書提出から処分まで標準 10 日間を要します

- ①～⑥に建物を建てたいが

- ③～⑥の敷地に建物を建てるため、網掛け部分を道路に出来ないか



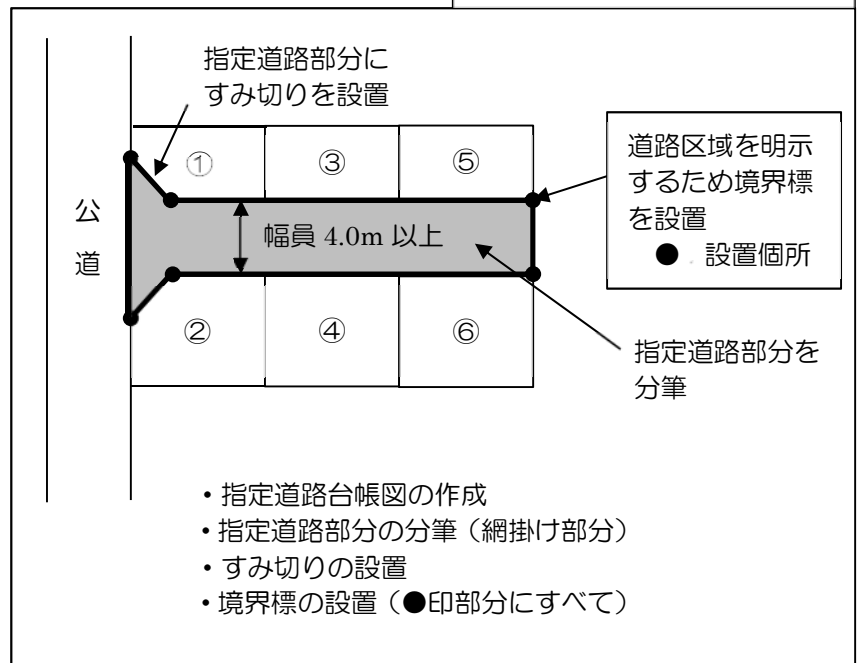
網掛け部分の建築は不可

- ①と②の敷地は道路に接している  
るので建築できるが、
- ③～⑥の敷地は建築できない。

建築基準法第42条第1項  
第5号の道路（指定道路）  
（相談窓口）  
都市局建築指導部  
建築確認課（道路確認担当）



#### 指定道路の申請手続き



指定道路の整備  
・砕石または舗装  
（通行に支障がないように  
整備する。）



現地の検査  
・申請者の立会いのもと  
指定道路の位置等の確認  
（幅員、延長、境界標の確認等）  
・道路の整備状況の確認



指定道路の公告と通知  
現地の検査に合格すると、  
指定道路としての公告及び  
申請者への通知を行います。



道路の位置の指定手続き終了  
③～⑥の敷地は道路に接するこ  
とになり、いずれの敷地も建築  
が可能になります

# 指定道路の基準等

## 1 指定道路と開発行為

指定道路の申請は、市街化区域内で、かつ、指定道路と土地利用を図る宅地の合計面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満に限られます。

(1,000 m<sup>2</sup>以上となる場合は、都市計画法の開発行為を所管する、都市局市街地整備部宅地課との協議が必要になります。)

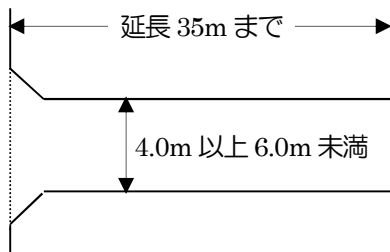
## 2 指定道路の基準

(1) 幅員は 4.0m以上で両端が他の道路に接続し、通り抜けができることが必要です。

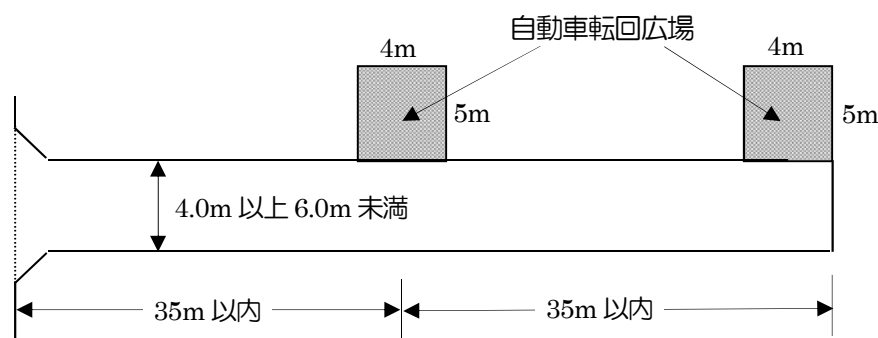
(2) 行止り道路とする場合は、以下の基準に従ってください。

① 幅員が 4.0m以上～6.0m未満の場合

- 道路延長 35m以内であれば、自動車転回広場は不要です。



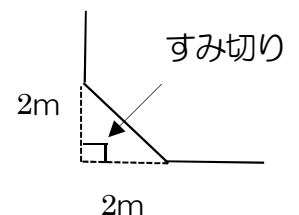
- 道路延長が 35m を超えるときは、区間 35m 以内ごとに、指定道路の終端まで自動車転回広場を設ける必要があります。なお、転回広場の形状については、周辺の状況によって変更は可能です。



※ 転回広場の大きさは 4m×5mが標準です。

② 幅員が 6.0m以上の場合

- 道路の延長に関する制限はなく、自動車転回広場も不要です。



(3) 道路の構造等

- 道路は分筆し、境界点には、境界標を設置してください。
- 道路の交差や接続部等には、すみ切り（ぐう角をはさむ辺の長さ2m）を設けてください。
- 道路の縦断勾配は 12%以下とし、路面は通行に支障のないよう砕石又は舗装等で整備してください。
- 必要に応じて、側溝等の排水施設を設けて下さい。

## ● 指定道路の変更・廃止

- (1) 指定道路の変更とは、道路の延長又は幅員が変更となる場合で、新たに道路となる土地が生じる場合も含まれます。
- (2) 指定道路の全区間廃止は、「全部廃止」、一部区間廃止を「一部廃止」として取り扱います。
- (3) 変更と廃止のいずれも、事前の協議をお願いします。

## ● 指定道路申請の手続きに必要な書類等

### 1 道路の位置指定等申請書

- ・申請者は原則として道路となる土地の所有者としてください。

### 2 指定道路台帳図

- ① 縮尺 1/250 を標準として作成ください。
- ② 指定道路台帳図は、位置図・方位を付記し、指定道路申請箇所には、延長・幅員のほか、地番界（分筆状況含む）・周辺地番・建築物状況などを記入してください。

### 3 道路の位置指定承諾書

- ① 土地全部事項証明書（甲・乙区分）に記載されている権利者全員の承諾印（印鑑登録証明書に登録した印鑑）を押印してください。
- ② ①の権利者が死亡している場合は、法定相続人全員の承諾印が必要です。併せて、法定相続人と確認できる戸籍全部事項証明書等も添付してください。

### 4 添付書類（発行日より3ヶ月以内で、インターネット取得でも可）

- ① 道路となる土地の土地全部事項証明書
  - ・土地全部事項証明書に記載されている土地所有者の住所と印鑑登録証明書の住所が不一致の場合は、住民票等につながる書類を添付してください。
- ② 権利者全員の印鑑登録証明書
  - ・土地所有者が法人の場合は、現在事項全部証明書か代表者事項証明書を添付してください。
- ③ 地積測量図
  - ・申請時のものを添付してください。
- ④ 法務局備付の公図

※1 ③、④は、縮尺を保持してください

※2 印鑑登録証明書以外の添付書類は、原本還付が可能です。コピーと一緒に原本をご持参ください。

### 5 工事完了届

札幌市 都市局 建築指導部 建築確認課 指定道路係  
札幌市中央区北1条西2丁目（本庁舎2階南側）TEL211-2864



さっぽろ市  
25-2-158  
02-L03-13-818